

和光市国際化推進計画

- グローバル（世界）化に対応した地域社会の創出 -

平成18年3月改定

和光市

目次

第1章 和光市国際化推進計画の策定にあたって	1
1 趣旨	
2 性格と期間	
(1) 計画の性格	
(2) 計画の期間	
第2章 国際化推進施策を策定するにあたっての基本的な考え方	4
1 施策策定の基本姿勢	
2 施策の基本方向	
第3章 国際化の現状と課題	5
1 和光市の国際化の現状	
2 和光市の国際化の課題と推進の方向	
第4章 国際化推進の施策	9
1 施策の体系	
2 施策の内容	
第5章 計画の実現に向けて	14

第1章 和光市国際化推進計画の策定にあたって

1 趣旨

日本を取り巻く経済環境が激変するなか、科学技術の発展と情報技術の急速な進展は、様々な境界線を取り払い、私たちを一気に高度国際化社会へと導きました。

和光市は、首都東京に至近し、多くの外国人が当市を訪問あるいは居住し、今後もこの動向は変わらないと思われます。

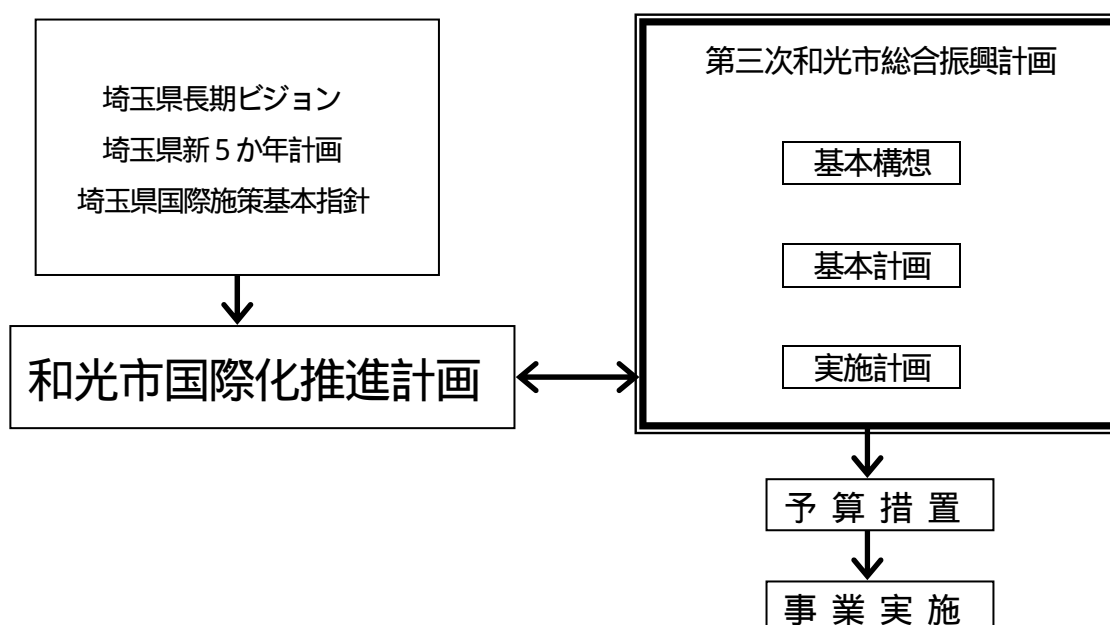
こうした状況を十分に踏まえ、市の行うべき国際化施策を体系化し、相互的かつ計画的に推進することを目的とし、和光市国際化推進計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2 性格と期間

(1) 計画の性格

本計画は、埼玉県長期ビジョン、新5か年計画、国際施策基本指針に基づくものであり、和光市における各種国際化施策の推進にあたり、その基本的指針を示すものです。また、第三次和光市総合振興計画との整合性を図りながら施策を展開します。

なお、施策事業の実施にあたり、担当課所等において必要に応じ、より詳細な方策をとるものとします。



② 計画の期間

本計画の期間は、第三次和光市総合振興計画を考慮して、平成13年度を初年度とし、平成22年度までの10年間とします。

中間年度にあたる平成17年度に和光市国際化推進懇話会で見直し、これまでの社会情勢等の変化に対応したより実効性の高い計画として生まれ変わりました。この見直し後の本計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

また、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。

第三次和光市総合振興計画

みどり豊かな人間都市、和光

- すべての市民による豊かな福祉・環境・教育の実現 -

序論 計画策定の背景

1. 我が国における社会・経済の動向

(4) 国際化からグローバル化への展開

冷戦時代を通じて、我が国と国際社会との関係は明確な境界線を持つ国家で規定されるものでした。ところが、冷戦後の社会では、人口・食糧問題、環境問題、人権や生命の問題など、国家や国民という従来の枠組みにとらわれない、“地球市民”としての個人同士が関わり合う”グローバル(世界)化”へと変化しています。

基本構想 平成13年度から平成22年度

施策の大綱

2. 元気で明るい和光の実現のために【教育・文化】

(1) 地域と連携した学校教育の推進(抜粋)

…義務教育においては、児童・生徒数の地域的な偏りにも配慮しながら、施設設備の拡充等の教育条件の整備に努め、特色ある学校づくりを推進するとともに、環境、福祉・健康、国際理解、情報教育などの課題について、創意工夫を活かした体験的、問題解決的な学習を展開し、魅力ある学校づくりを推進します。

(5) あらゆる人々との相互理解と交流を通じた地域づくり(抜粋)

…さらに、市内に住む外国人の数も年々増加しており、今後こうした傾向がより強まることは想像に難くありません。ボランティア団体を通して、市内にある研究機関等に勤務する外国人と交流する市民も増えており、こうした活動を支援するとともに、外国人に対する行政サービスの向上にも努めます。

元気で明るい和光の実現のために【教育・文化】

5 あらゆる人々との相互理解と交流を通じた地域づくり（交流）

現況と課題（抜粋）

…また、市内に国際的な研究機関もあることなどから、市内には外国人の住民や訪問客も多いため、お互いの生活習慣や文化を理解し合い、その多様性を活かしたまちづくりを進められるよう、「和光市国際化推進計画」に基づく施策の再構築や、環境の整備が極めて重要になってきています。そして、こうした国際交流を通じ、様々な人との協調や平和を願う心を持ち続けることが必要です。

施策別計画内容（抜粋）

(3) 国際化への積極的な対応

市民の国際理解の促進

市民の国際理解を促進するため、姉妹都市アメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市との相互の交流や情報交換を充実します。また、国際交流市民団体等のネットワーク化や国際交流基金（独立行政法人）日本語国際センターの生徒を受け入れる「ワンナイトステイ」、市独自の「和光市ワンナイトステイ」などを積極的に推進し、市民がさまざまな文化に接することのできる機会の拡充に努めます。

外国人が暮らしやすい環境の整備

本市は埼玉県と共同で「国際研究開発・産業創出」構造改革特区の認定を受けており、外国人研究者の暮らしやすい環境を実現するため、外国語による各種表示の普及を推進するとともに、広報や生活ガイドなどの行政による情報提供方法の充実に努めます。

市民による国際交流活動への協力・支援

本市に居住、あるいは勤務する外国人を対象に、和光市をより深く理解してもらうことを目的とした市の文化・史跡を紹介する事業等を実施し、一般市民との交流の促進に努めます。また、その家族の生活支援などを自主的に行っている国際交流市民団体や市民の活動を積極的に支援します。

第2章 国際化推進施策を策定するにあたっての基本的な考え方

1 施策策定の基本姿勢

施策については、次の視点に立ち策定するものとします。

- (1) 地球上の一自治体として主体性を持ち、また、地球社会の一員として、グローバルな視野に立ちます。
- (2) 外国籍市民も含め、すべての市民が、“地球市民”としての市民意識を持ち、新しい地域づくりに積極的に参加できるよう、具体的な施策を策定します。
- (3) 市の特性を踏まえ、和光らしさの創出を目指しながら、市政の向上に役立てる施策を策定します。

2 施策の基本方向

和光市では、第三次和光市総合振興計画において、「みどり豊かな人間都市、和光 - すべての市民による豊かな福祉・環境・教育の実現」を将来都市像としています。これは、都市の豊かさ、市民生活の豊かさ、人々の心の豊かさへの願いを込め、空・水・大地の力にはぐくまれた「みどり」をうるおいの象徴として、みどりと人間の自然な調和が保たれ、人間の生命が息づく豊かなまちとなることを願い、新たな都市づくりの理念として掲げられたものです。

本計画は、これに対応し、外国籍市民も含め、すべての市民が地域社会の一員として、生活の豊かさを享受し、自らも進んでまちづくりに参加していけるような、人間都市の実現を目指すものです。

第3章 国際化の現状と課題

1 和光市の国際化の現状

平成13年3月に策定された本計画に基づき、国際感覚豊かな市民の育成、外国人にも暮らしやすいまちづくり、姉妹都市関係・多面的な国際交流の充実、行政の国際化推進の四つの柱に沿った様々な施策が実施されています。

(1) 外国籍市民の現状

和光市には、平成17年3月31日現在、市の総人口72,624人の1.74パーセントに当たる1,267人の外国籍市民が市民として生活しており、5年前の1,088人(対人口比1.59パーセント)、10年前の818人(同1.34パーセント)に対し外国籍市民の増加が見られます。

各年3月31日

年次	総人口(人)	外国人登録人口(人)	対人口比(%)
平成8(1996)	61,221	818	1.34
9(1997)	62,818	847	1.35
10(1998)	64,089	853	1.33
11(1999)	65,651	1,034	1.57
12(2000)	66,734	1,025	1.54
13(2001)	68,236	1,088	1.59
14(2002)	68,891	1,158	1.68
15(2003)	71,082	1,286	1.80
16(2004)	71,644	1,286	1.79
17(2005)	72,624	1,267	1.74

また、外国籍市民の中で最も多いのは530人の中国籍の市民です。このほか、韓国、フィリピン、アメリカ、インド、ロシアなど77か国の外国籍市民が生活しています。

(2) 国際化の現状

国際感覚豊かな市民の育成

市民による国際化推進に関するボランティア活動は、参加形態も多様で活発に行われています。また、企業内の外国人支援のための組織、学校を中心とした取り組みなども積極的に行われていま

す。このような団体・個人による活動や情報を常に共有し、相互に協力・支援できるように、平成15年に和光市国際ネットワーク¹が設立されました。

外国人にも暮らしやすいまちづくり

誰もが暮らしやすいまちを実現するため、全ての市民に利用しやすい行政サービスの提供に努めています。環境整備面では各種表示への英語併記が進められ、庁内窓口での英語パンフレットの配備、市国際交流推進員²による英語通訳サポート、市ホームページの英語版による行政情報発信等を実施しています。

外国籍市民の在留形態は様々ですが、研究者等の短期在留が多いところが和光市の特徴です。これに関連して、市は埼玉県と共同で「国際研究開発産業創出」構造改革特区³の認定を受けていることから、外国人研究者の暮らしやすい環境を実現するため、言葉の障壁の解消などを通じ、より便利で安全な環境を整備するとともに、社会的・制度的な課題の解決を目指しています。

姉妹都市関係・多面的な国際交流の充実

ロングビュー市との交流は、昭和62年の和光国際高校とマークモリス高校の交換ホームステイにはじまりました。平成11年には正式に姉妹都市調印となり中学生、一般市民派遣⁴とも確かな実績を重ね、両市の友好の絆はより深いものとなってきました。しかし、市民のロングビュー市に対する認知度は未だ高いとは言えない状況です。そのため、あらゆる機会を通じて、姉妹都市のPR活動を積極的に実施しています。

また、姉妹都市に限らず広く世界各国の都市との市民間・行政間の交流も機会に応じて行っています。

行政の国際化推進

外国籍市民の増加に伴い、国際化推進の視点による行政サービスがより強く求められるようになりました。国際化推進の視点による各種サービスは、全庁的に取り組むものとして、本計画の施策の内容に則した様々な事業が実施されています。また、国際化の視点から行政サービスを行うためには、職員の国際化意識を高める必要があります。一例として、行政サービスに携わる職員の国際化推進に対する意識の向上を図るため、全職員を対象とした国際化対応研修を実施しています。

以上のように、「外に向けての国際化」は進んでいますが、それと同時に私たちの「内なる国際化」は進んでいるとは言えない状況です。英語を使って伝えるべきものは何か、という認識が未成熟な段階にあります。今まで以上に外国と接することが日常化するこれからの時代、和光市民としてのアイデンティティーをしっかりと確立することは大切なことです。

(印 8ページ「第3章文中語句の説明」参照)

2 国際化における課題と推進の方向

国際化推進の現状等から、今後市が対応すべき重要な課題には、次のようなものがあげられます。
この課題の解決に向けて、総合的・計画的な対応を講じていくことが重要であると考えます。

国際感覚豊かな市民の育成

今後ますます高揚すると予想されるボランティア意識を背景に、NGOやNPOを含む国際化に向けての市民活動を広く支援するためにも、国際協力に関する情報提供に努めるほか、外国籍市民に対する支援・協力活動など身近にできる国際協力への促進を図ります。

また、市内で国際ボランティア活動を様々な形態で行なう市民が増加していることから、市民主体の国際交流活動を推進する基盤の整備をおこなう必要があります。そのためにも、和光市国際ネットワーク¹の拡大や連携の強化を図り、更なる充実を目指します。

外国人にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民の多くは、日本で生活する上での情報不足や情報理解の困難さから、生活する上において様々な障壁を抱えています。このため、行政サービスや生活情報などの充実や提供方法の工夫に努めます。様々な情報については、極力多言語による提供を目指しますが、わかりやすい日本語やルビの併記によって補う方法も推進します。

また、地域の日本人市民との交流があまりない外国籍市民が、同国籍市民同士でつくる個々の共同体のみに依存することのないように、互いに生活情報やルールを共有することにより、和光市民としての自覚を促し、コミュニティーの一員として迎え入れることが必要です。そのためにも、日本人市民と外国籍市民の一層の相互理解を図り、お互いが自由に交流できる機会の提供に努めます。

多面的な国際交流・姉妹都市関係の充実

姉妹都市交流は、中学生海外派遣⁴を中心に実施しています。「(2) 国際化の現状」でも挙げたように、市民のロングビュー市に対する認知度を高めることが課題の一つとなっています。あらゆる機会を通じて、ロングビュー市のPR活動を続けることにより、姉妹都市関係が市民レベルでの交流の発展につながるよう努力します。

また、共通の課題を持つ近隣都市や世界各国の都市との情報交換など、多面的な市民間・行政間の国際交流も視野に入れる必要があります。

行政の国際化推進

本計画の展開にあたっては、各担当部局と連絡調整及び施策の実施状況の把握を行ないながら、庁内の横断的協力体制をより強化する必要があります。

また、市民に対して行政の国際化推進体制をわかりやすく周知することにより、市民及び職員の国際化の意識を高めるよう努力します。

(印 8ページ「第3章文中語句の説明」参照)

以上のように、「外に向けての国際化」の課題に取り組むのと平行し、私たちの「内なる国際化」にも目を向けなくてはなりません。科学技術が飛躍的に進歩し、日本が先進国としての役割の一端を担っている今日においては、単に外国語の能力や知識を持つことに留まらず、自ら外国を理解する過程で自国の文化や歴史、ものの見方や考え方を正しく認識し、それを外国に向けて発信していくことが必要不可欠です。このように「外に向けての国際化」と「内なる国際化」が互いに補完し合ってこそ和光市の国際化の充実度が高まるといえるでしょう。

第3章文中語句の説明

1 和光市国際ネットワーク：

平成15年に設立され、17年現在、12団体の参加により構成されている。事務局は市の政策課におかれている。参加団体は、市内を中心に国際交流・協力活動を行っている団体のほか、市内の学校や民間企業等で、相互に情報交換等を行いながら市の国際化推進の一翼を担っている。

今後は、市の支援と協働の下、参加団体の拡大・連携の強化・活動内容の一層の充実を進めることにより、市の国際化推進の牽引役となることが期待されている。

2 和光市国際交流推進員：

各課等で扱う文書の英訳・日本語訳、窓口での英語通訳や市の国際化を推進する事業に関わる事務等を行っている。

3 「国際研究開発産業創出」構造改革特区：

平成17年3月28日に認定された。外国人研究者受入れ促進を図る規制の特例措置を活用することにより、市内に立地する高い国際性を有する研究機関の研究活動を促進し、その成果を活かした事業活動を市内及び埼玉県内に展開するという相乗効果を図る。

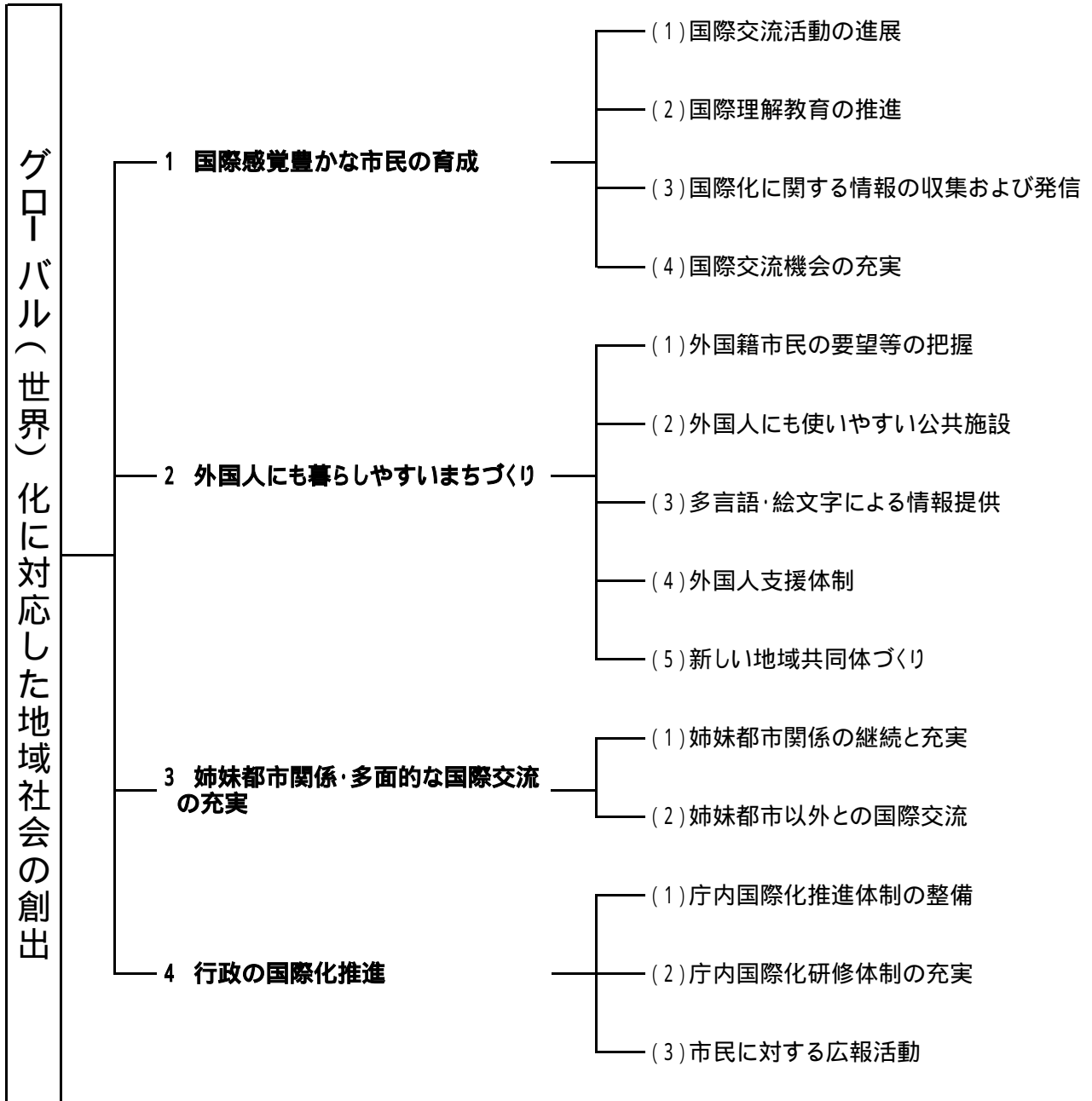
4 中学生・一般市民派遣：

中学生海外派遣事業＝平成5年度から実施している。ロングビュー市を訪問した中学生が、ホームステイ体験や教育・文化施設等の見学を通して豊かな国際感覚や日本人としての自覚と責任感を身につけ、将来市の発展に寄与できるような人材になってもらうという目的で実施している。

市民海外派遣事業＝平成8年度から公募の市民を派遣している。ロングビュー市でのホームビジット体験や教育・文化施設等の見学など、市民派遣ならではの体験が毎回好評となっている。平成17年度以降は節目の年に実施する予定である。

第4章 国際化推進の施策

1 施策の体系



2 施策の内容

グローバル(世界)化に対応した地域社会の創出

- 1 国際感覚豊かな市民の育成
- 2 外国人にも暮らしやすいまちづくり
- 3 姉妹都市関係・多面的な国際交流の充実
- 4 行政の国際化推進

1 国際感覚豊かな市民の育成

(1) 国際交流活動の進展

- ア 国際交流団体等への支援
 -) 国際交流団体等への情報提供
 -) 人材育成を目的とした講演会・講習会の開催支援
 - a) 日本語指導者の育成への支援
 -) 事業面・資金面での支援
- イ 和光市国際ネットワーク活動の充実

(2) 国際理解教育の推進

- ア 学校教育における国際理解教育の充実
 -) 発信型外国語教育
 - a) 外国語指導助手(AET)の積極的導入、及び外部指導者の活用
 - b) 小中学校におけるホームページ上の姉妹都市交流プログラムの実施
 - c) 中学生海外派遣事業の充実
 - d) 多言語修得の機会増進
 - e) 相互情報交換・連携を元にした小・中・高の国際理解教育の一層の充実
 -) アイデンティティー教育
 - a) 日本及び和光市の歴史・文化理解のための教育
 -) 異文化理解のための教育
 - a) 外国籍市民などを講師に招いた「異文化理解の時間」の導入
 -) 外国籍児童・生徒への支援
 - a) 小中学校における日本語補修教室の設置

- b) 小中学校における日本語指導教員の加配
- c) 保護者へのわかりやすい日本語による情報伝達、情報提供
- d) 母国語でのコミュニケーション機会の提供
- イ 社会教育における国際理解教育
 -) 多言語修得機会の増進
 - a) 長期的、継続的な外国語教室の運営
 - b) 外国籍市民を講師に招いた語学教室や外国文化に関する講座の充実
 -) 外国籍市民のための日本文化紹介・日本語講座の充実

(3) 国際化に関する情報の収集および発信・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 情報技術(I T)の活用
 -) 市ホームページ上での「和光市国際ネットワーク」の設置
 -) 英語及びわかりやすい日本語による市ホームページを利用した情報発信
 -) 市民に対するコンピューター利用の促進
- イ 市民ボランティア・国際交流団体・民間企業などの相互連携の一層の充実

(4) 国際交流機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 外国人研修生等向けの和光市独自のワンナイトステイ事業の充実
- イ 外国文化を紹介するイベントの開催
- ウ 懇談会・交流会などの開催

2 外国人にも暮らしやすいまちづくり

(1) 外国籍市民の要望等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 外国籍市民からの市政への要望を把握するための調査・懇談会の実施
- イ 国際化に関する有識者の集まりを定期的に行う
- ウ 市ホームページ、諸行事等あらゆる機会を利用した外国籍市民からの意見の聴取

(2) 外国人にも使いやすい公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 公共施設、交通機関など各種表示の英語併記・絵文字表記の推進
- イ 公共施設における行事、講座などの多言語による提供
- ウ 図書館での外国語資料の充実

(3) 多言語・絵文字による情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 市政情報、生活情報の多言語や絵文字、わかりやすい日本語による表記、ルビ併記による情報提供
 -) 特に生活に必要な下記市政情報については、極力多言語で作成
 - a) 防災、医療情報など生命に関わる情報
 - b) 給付、助成、税金、罰則など権利や義務に関する情報
 - c) 労働、子育て、教育など特に重要な生活支援に関する情報
- イ 外国籍市民へ確実に情報を伝達する手段・ルートの開拓・確保
- ウ 他行政機関の情報の活用

(4) 外国人支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 外国人相談窓口等の開設とその広報
- イ 市民ボランティアや市民団体、関連機関等の情報提供
- ウ 参加しやすい日本語・日本文化等の学習機会の提供
- エ 保育園での外国籍児童受け入れ体制の充実
- オ 外国籍市民への住居確保支援

(5) 新しい地域共同体づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 外国籍市民が共同体に参加しやすい環境づくり
 -) 地域まつり、イベントへの外国籍市民の参加
 - a) 市民まつり等に自主的に参加できるような情報提供
 -) 外国語講座や外国文化講座の講師として外国籍市民を積極的活用(人材発掘)
- イ 市民の国際化意識高揚
 -) 通訳・翻訳ボランティア登録制度の確立
 -) ホームビジットを含むワンナイトステイ事業等のホストファミリー登録制度の整備
 -) 市民ボランティア支援組織の確立
- ウ 外国籍市民の実態の把握

3 姉妹都市関係・多面的な国際交流の充実

(1) 姉妹都市関係の継続と充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ア 市民海外派遣事業の充実
- イ 中学生海外派遣事業の充実

- ウ ホームステイ・ホームビジットの受け入れ体制の確立
- エ 図書館のロングビュー・コーナーの充実

(2) 姉妹都市以外との国際交流

- ア 世界各国の都市との交流
- イ 国際化に関する行政間の情報交換

4 行政の国際化推進

(1) 庁内国際化推進体制の整備

- ア 外国人職員の雇用
- イ 市民ボランティア・国際交流団体・民間企業などとの連携を図る窓口の設置
 -) 和光市国際ネットワーク事務局の窓口の充実
 -) 市民ボランティア・国際交流団体・民間企業などの活用
- ウ 他行政機関との連携

(2) 庁内国際化研修体制の充実

- ア 世界各国の都市との交換行政情報の活用
- イ 全職員を対象とした国際化対応研修の充実

(3) 市民に対する広報活動

- ア 国際化推進計画の周知・広報
- イ 姉妹都市との交流活動のPR
- ウ 和光市国際化推進懇話会及び和光市国際ネットワークの活動状況の公開

第5章 計画の実現に向けて

本計画の実現に向け、次の方法により総合的に取り組みます。

1 行政の一体化

各課題の解決にあたり、職員一人ひとりが国際化に対応する認識を新たにし、意識改革を進め、所管課所等において国際化に対応した事業を積極的に展開していくとともに、庁内の連絡調整を密にし、行政が一丸となり取り組みます。

2 市民の参加と協力

市民の国際化に対する意識改革を促進し、民間と行政の役割を整理しつつ、市民の参加と協力を得て、市民と行政が手を携えながら各種施策の推進を図ります。そのためにも、和光市国際ネットワークの拡大や連携の強化を図り、更なる充実を目指します。

3 積極的な広報活動

国際化推進状況を積極的に市民に広報します。

4 広域行政の推進

国際化施策の展開にあたり、必要により近隣自治体との連携を強化し、効果的な事業の実施を図ります。

5 国・県等への要請

国際化施策を展開する上で、市レベルでは解決できない法律・制度等の諸障害の改善を国・県等関係機関に対して、あらゆる機会を捉え、積極的に要請します。

和光市国際化推進懇話会委員名簿

委員数：10人

任期：平成16年2月18日～平成18年2月17日

氏名	区分	備考
井上 良美	学識経験者	和光国際交流会
岡崎 弥寿子		理化学研究所
坂井 好美		
大澤 衛		和光ロータリークラブ
田中 明		和光ライオンズクラブ
対馬 聡一郎		和光国際高校
豊 哲男		和光市小中学校校長会
渥美 玲子	公募による市民	
北村 恵美子		
鈴木 誠		
吉井 純行		

会長、副会長

平成17年度和光市国際化推進懇話会会議

	日程	議題
第1回	7月25日(月) 午前10時から12時15分	和光市国際化推進計画の見直しについて (1)「第2章1 和光市の国際化の現状」について意見発表 (2)「第2章2 和光市の国際化の課題」について意見発表 (3)「第4章2 施策の内容」について意見発表
第2回	10月7日(金) 午後2時から4時45分	和光市国際化推進計画の見直しについて (1)計画の見直しにあたって (2)今後のスケジュール 計画の見直しに関する意見発表(続き)
第3回	12月21日(水) 午後3時から5時15分	和光市国際化推進計画の見直しについて (1)計画見直し(案)全体を通しての意見交換 (2)今後のスケジュール